一　登録番号　近畿地方整備局長　20
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社確認検査機構トラスト
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	林　保
変更後	〃

(2)　変更年月日　平成二十三年七月一日
四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	〃
変更後	井上　憲一

(2)　変更年月日　平成二十三年七月十五日

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊達市有珠町一三四番四から同市有珠町一三四番三まで	前	二九・四六～二九・六五	メートル
	後	二九・四六～二九・六五	〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町富川西一丁目一三五九番から同町富川西一丁目一二一番五まで	前	三四・八一～四〇・二五	メートル
	後	二八・七七～三四・九六	〇・〇四〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名寄市字日彰五三三番二から同市字日彰五五五番一まで	前	二一・八二～四四・三四	メートル
	後	二一・八二～四四・三四	〇・二八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部
四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線八番一二四地先から同町字陸別原野分線八番一〇六地先まで	前	一八・二三～一九・一九	メートル
	後	二〇・五七～二三・六二	〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部
五(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百九十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小樽市朝里川温泉一丁目二七二番一地内	前	三九・七〇～四六・二〇	メートル
	後	四六・二〇～四九・一〇	〇・〇八二キロメートル
北海道余市郡赤井川村字常盤二八三番一から同村字常盤三八四番一まで	前	二六・九〇～五二・二〇	メートル
	後	二六・九〇～五七・七〇	〇・四一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

北海道開発局長　高松　泰

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百三十九号　名寄市字日彰五三三番二から同市字日彰五五五番一二まで　北海道開発局及び同局旭川開発建設部
二百七十四号　北海道川上郡標茶町字西標茶六〇番二から同町字西標茶四四番二まで　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二　供用開始の期日　平成二十三年八月五日

○北海道開発局告示第七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月五日

北海道開発局長　高松　泰

一　登録番号　北海道開発局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人北海道建築指導センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	西　俊一郎、田中　博之、宮浦　哲也、高屋敷智彦
変更後	足立　正、横山　直満、阿部　宏司、高木　寿

(2)　変更年月日　平成二十三年六月一日